

教 職 課 程

現 代 社 会 学 部

❖ 教職課程(2024年度入学者)

現代社会学部で中学校及び高等学校の教員を志望する人のために、以下に示す教職課程が設けられています。専攻の専門教育科目など卒業に要する単位を修得するとともに、教育職員免許法及び同施行規則に定められている免許状取得に必要な単位を修得した人は、教員免許状を取得できます。また、佛教大学又は聖徳大学の通信教育課程を併修することにより、小学校教諭免許状を取得することも可能です。ただし、計画的に履修しないと教育実習の履修資格を得られず、免許状授与の要件を満たすことができなくなりますので、注意してください。

1. 取得できる免許状の種類及び教科

学科	免許状の種類・教科	
	中学校教諭 一種免許状	高等学校教諭 一種免許状
現代社会学科	社 会	公 民
健康スポーツ 社会学科	保健体育	保健体育

教職課程に関する相談

教職課程の履修相談及び教員免許状取得に関する質問等がある場合は、教職課程教育センターへ来室してください。

教職に関する資料

教職課程教育センターの書架に、教員採用試験問題集、中学校及び高等学校の教科書等を置いてあります（貸出可）。また、図書館の資格・就職コーナー、雑誌コーナーにも教職に関する資料（教科書は除く）があります。積極的に活用してください。

教職課程に関する掲示

教職課程に関する重要なお知らせは、電子掲示板POSTに掲出します。必ず1日に1回は確認するようにしてください。

2. 免許状取得に必要な基礎資格と最低修得単位数

必要な基礎資格		学士の学位を有すること （学部の履修規定をよく読んで 卒業要件単位数を満たすこと）	
必要な区分 （法定単位）		本学における最低修得単位数	
第6教育 6 職 6 員 の 免 許 に 定 め ら れ る 科 目 規 則	日本国憲法(2)	各免許状共通	2
	体 育(2)		3
	外 国 語 コミュニケーション(2)		2
	数理、データ活用及び 人工知能に関する科目 又は情報機器の操作(2)		2
教育の基礎的理解に 関する科目等 （中学校27）（高校23）		中学校	社 会 33 保健体育 33
		高校	公 民 29 保健体育 29
教科及び教科の指導法に 関する科目 （中学校28）（高校24） * 取得希望校種・教科ごとに 修得すること		中学校	社 会 30 保健体育 29
		高校	公 民 24 保健体育 27
大学が独自に設定する科目 （中学校4）（高校12） * 取得希望校種・教科ごとに 修得すること		中学校	社 会 0 保健体育 0
		高校	公 民 6 保健体育 3

（ ）内に示す単位数は、教育職員免許法に定める単位数であり、本学では上記「本学における最低修得単位数」をすべて修得しなければ、卒業と同時に免許状を取得することはできません。

❖ 教職課程(2024年度入学者)

3. 必要な区分の詳細

(1) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

[日本国憲法・体育・外国語コミュニケーション・数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作]

免許法施行規則に定める科目区分		本学における開設授業科目等	
科目	単位数	授業科目(単位数)	最低修得単位数
日本国憲法	2	日本国憲法(2)	2単位必修
体育	2	健康科学講義(2) 健康科学実習(1)	3単位必修
外国語 コミュニケーション	2	基礎英語(コミュニケーション)Ⅰ(1) 基礎英語(コミュニケーション)Ⅱ(1) 基礎英語(コミュニケーション)Ⅲ(1) 基礎英語(コミュニケーション)Ⅳ(1) 初級英語(コミュニケーション)Ⅰ(1) 初級英語(コミュニケーション)Ⅱ(1) 初級英語(コミュニケーション)Ⅲ(1) 初級英語(コミュニケーション)Ⅳ(1) 中級英語(コミュニケーション)Ⅰ(1) 中級英語(コミュニケーション)Ⅱ(1) 中級英語(コミュニケーション)Ⅲ(1) 中級英語(コミュニケーション)Ⅳ(1) 上級英語(プレゼンテーション)Ⅰ(1) 上級英語(プレゼンテーション)Ⅱ(1) 上級英語(ディスカッション)Ⅰ(1) 上級英語(ディスカッション)Ⅱ(1) 上級英語PLUS(S&W)Ⅰ(1) 上級英語PLUS(S&W)Ⅱ(1)	2単位選択必修
数理、データ活用及び人工知能に関する科目 又は情報機器の操作	数理、データ活用及び人工知能に関する科目	データ・AIと社会(2) データ・AI活用基礎(2) データ・AI活用実践(初級)(2) データ・AI活用実践(上級)(2)	2単位 選択必修
	情報機器の操作	—	—

注意事項

1. 3年次末までに全科目区分で最低修得単位数を修得しなければ、4年次に「教育実習Ⅰ(4)」または「教育実習Ⅱ(2)」を履修することができません。

❖ 教職課程(2024年度入学者)

(2) 教育の基礎的理解に関する科目等

施行規則に定める科目区分等				本学における開設授業科目等			
教育の基礎的理解に関する科目等		単位数		授業科目（単位数）	最低修得単位数		備考
		中学校	高校		中学校	高校	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	10	教育原論(2) 教育人間学(2)	2単位 選択必修		3年次末までに修得すること
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			教職論(2)	2単位 必修		3年次末までに修得すること
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			教育社会学(2)	2単位 必修		
				教育法規・教育行財政(2) 学級・学校経営の理論と方法(2)	選択		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			教育心理学(2) 発達心理学(2)	4単位 必修		3年次末までにいずれか1科目を修得すること
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			特別支援教育論(2)	2単位 必修		3年次末までに修得すること (注2)
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）			教育課程論(2)	2単位 必修		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	10	8	道徳教育論(2)	2単位 必修	—	
	総合的な学習（探究）の時間の指導法			総合的な学習の時間の指導法(2)	2単位 必修		
	特別活動の指導法			特別活動論(2)	2単位 必修		
	教育の方法及び技術			教育の方法と技術（情報通信技術の活用を含む）(2) 教育方法の理論と実践（情報通信技術の活用を含む）(2)	2単位 選択必修		
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法						
	生徒指導の理論及び方法			生徒・進路指導論(2)	2単位 必修		3年次末までに修得すること
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法						
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			教育相談の基礎と方法(2)	2単位 必修		3年次末までに修得すること
教育実践に関する科目	教育実習	5	3	教育実習事前指導(1)	1単位 必修		3年次末までに修得すること
				教育実習Ⅰ(4) 教育実習Ⅱ(2) 事後指導を含む	4単位 必修	2単位 必修	
	教職実践演習	2	2	教職実践演習（中・高）(2)	2単位 必修		
最低修得単位数		27	23	合 計	33	29	

❖ 教職課程(2024年度入学者)

注意事項

1. 最低修得単位数を超えた余剰単位及び選択科目の修得単位は、全校種・教科の「大学が独自に設定する科目」に充当できます。
2. 中学校教諭免許状を取得する場合、2年次末までに「特別支援教育論(2)」を修得しなければ、3年次に介護等体験を実施することができません。高等学校教諭免許状のみを取得する場合は、3年次末までに当該科目を修得してください。
3. 中学校教諭免許状と高等学校教諭免許状の両方を取得希望の場合は、「教育実習Ⅰ(4)」を履修しなければなりません。「教育実習Ⅰ(4)」を修得することで、高等学校教諭免許状取得に必要な単位に振り替えます。

❖ 教職課程(2024年度入学者)

(3) 教科及び教科の指導法に関する科目

《中学校社会》				現代社会学科		
施行規則に定める科目区分等			本学における開設授業科目等			
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数	授業科目（単位数）	最低修得単位数	選択科目（単位数）	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	日本史・外国史	1単位以上	日本史概論(2) 東洋史概論(2) 西洋史概論(2)	6単位必修	社会史(2) 歴史社会学(2)
		地 理 学 (地誌を含む。)	1単位以上	人文地理学概論(2) 自然地理学概論(2) 地誌学概論(2)	6単位必修	東南アジア地域論A(2) 東南アジア地域論B(2) 北近畿学(2)
		「法律学、政治学」	1単位以上	政治学概論(2)	2単位必修	地域行政論(2) 公共政策論(2)
		「社会学、経済学」	1単位以上	社会学入門A(2) 社会学入門B(2)	4単位必修	地域社会学(2) メディア社会学(2) 社会人類学(2) ジェンダー論(2) ポピュラー・カルチャー論(2) 地域社会とメディア(2) 人口社会学(2) コミュニティと学校(2) ジャーナリズムの歴史(2) ジャーナリズムの諸問題(2)
		「哲学、倫理学、宗教学」	1単位以上	倫理学概論(2)	2単位必修	
				社会哲学(2) 現代社会と宗教(2)	2単位選択必修	
	教科に関する専門的事項 最低修得単位数 小 計			22		
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	8単位以上	ア	社会科教育法B-1(2) 社会科教育法B-2(2)	8単位必修		
		イ	社会科教育法B-3(2) 社会科教育法B-4(2)			
合 計		28	合 計		30	

注意事項

- 「教科に関する専門的事項」について、中学校社会で教育実習を行う場合、3年次末までに最低修得単位数22単位のうち、18単位以上を修得していないと4年次に「教育実習Ⅰ(4)」を履修することはできません。
- 「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」について、2025年度より通年科目から各学期完結科目へ変更になりました。
「社会科教育法1・2(4)」→ア「社会科教育法B-1(2)」 「社会科教育法B-2(2)」
「社会科教育法3・4(4)」→イ「社会科教育法B-3(2)」 「社会科教育法B-4(2)」
- 「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」について、アとイの4科目8単位必修です。
- 「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」について、中学校社会で教育実習を行う場合、3年次末までにアまたはイのいずれか4単位を修得していないと4年次に「教育実習Ⅰ(4)」を履修することはできません。
- 最低修得単位数を超えた余剰単位及び選択科目の修得単位は、中学校社会の「大学が独自に設定する科目」に充当できます。

❖ 教職課程(2024年度入学者)

(3) 教科及び教科の指導法に関する科目

《高校公民》			現代社会学科				
施行規則に定める科目区分等			本学における開設授業科目等				
科目区分		各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数	授業科目（単位数）	最低修得単位数		
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	「法学(国際法を含む。)、政治学(国際政治を含む。)」	1 単位以上	政治学概論(2)	2 単位必修		
				地域行政論(2) 公共政策論(2)	2 単位 選択必修		
		「社会学、経済学(国際経済を含む。)」	1 単位以上	社会学入門A(2) 社会学入門B(2)	4 単位必修		
				地域社会学(2) 家族社会学(2) メディア社会学(2) 社会人類学(2) 観光社会学(2) ジェンダー論(2) 文化社会学(2) ポピュラー・カルチャー論(2) 地域社会とメディア(2) 人口社会学(2) コミュニティと学校(2) ジャーナリズムの歴史(2) ジャーナリズムの諸問題(2)	8 単位 選択必修		
				「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	1 単位以上	倫理学概論(2)	2 単位必修
						社会哲学(2) 現代社会と宗教(2)	2 単位 選択必修
		教科に関する専門的事項			最低修得単位数 小 計	20	
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		4 単位以上	公民科教育法B-1(2) 公民科教育法B-2(2)	4 単位必修			
合 計		24	合 計		24		

注意事項

- 「教科に関する専門的事項」について、高校公民で教育実習を行う場合、3年次末までに最低修得単位数20単位のうち、16単位以上を修得していないと4年次に「教育実習Ⅰ(4)」または「教育実習Ⅱ(2)」を履修することはできません。
- 「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」について、2025年度より通年科目から各学期完結科目へ変更になりました。
「公民科教育法(4)」→「公民科教育法B-1(2)」 「公民科教育法B-2(2)」
- 「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」について、高校公民で教育実習を行う場合、3年次末までに「公民科教育法B-1(2)」 「公民科教育法B-2(2)」を修得していないと4年次に「教育実習Ⅰ(4)」または「教育実習Ⅱ(2)」を履修することはできません。
- 「公民科教育法B-2(2)」は「公民科教育法B-1(2)」修得者のみ履修できます。
- 最低修得単位数を超えた余剰単位は、高校公民の「大学が独自に設定する科目」に充当できます。

❖ 教職課程(2024年度入学者)

(3) 教科及び教科の指導法に関する科目

《中学校・高校保健体育》				健康スポーツ社会学科				
施行規則に定める科目区分等				本学における開設授業科目等				
科目 区分	各科目に含めることが 必要な事項	最低修得単位数		授業科目（単位数）	最低修得単位数		選択科目（単位数）	
		中学校	高校		中学校	高校		
教科及び教科の指導法に関する科目	体 育 実 技	1 単位 以上		スポーツ実習(器械運動)(1) スポーツ実習(体づくり運動)(1) スポーツ実習(陸上競技)(1) スポーツ実習(ダンス)(1) スポーツ実習(水泳)(1) スポーツ実習(ソフトボール)(1)	6 単位 必修			
				スポーツ実習(サッカー)(1) スポーツ実習(ハンドボール)(1) スポーツ実習(ラグビー)(1)	1 単位 選択必修			
				スポーツ実習(卓球)(1) スポーツ実習(バレーボール)(1)	1 単位 選択必修			
				スポーツ実習(柔道)(1) スポーツ実習(剣道)(1)	1 単位 選択必修			
	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運 動 学 (運動方法学を含む。)	1 単位 以上		スポーツ社会学(2) スポーツ運動学(2)	4 単位 必修		スポーツ教育学(2) コーチング論(2) スポーツ技術・戦術論(2) 現代社会とスポーツ(2) 地域社会と健康(2)	
	生 理 学 (運動生理学を含む。)	1 単位 以上		運動生理学(2)	2 単位 必修		運動医科学(2)	
	衛生学・公衆衛生学	1 単位 以上		公衆衛生学(2)	2 単位 必修			
	学 校 保 健 (小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)	1 単位 以上		学校保健(2) 救急処置論(2)	4 単位 必修			
	教科に関する専門的事項 最低修得単位数 小 計				21			
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。)	8 単位 以上	4 単位 以上	保健体育科教育法1(2) 保健体育科教育法2(2)	8 単位 必修	4 単位 必修		
保健体育科教育法3(2) 保健体育科教育法4(2)				2 単位 選択必修				
合 計		28	24	合 計		29	27	

注意事項

- 「教科に関する専門的事項」について、3年次末までに最低修得単位数21単位のうち、17単位以上を修得していないと4年次に「教育実習Ⅰ(4)」または「教育実習Ⅱ(2)」を履修することはできません。
- 「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」について、3年次末までに「保健体育科教育法1(2)」及び「保健体育科教育法2(2)」を修得していないと4年次に「教育実習Ⅰ(4)」または「教育実習Ⅱ(2)」を履修することはできません。
- 「保健体育科教育法3(2)」及び「保健体育科教育法4(2)」は、「保健体育科教育法1(2)」及び「保健体育科教育法2(2)」の修得者のみ履修できます。
- 最低修得単位数を超えた余剰単位及び選択科目の修得単位は、中学校及び高校保健体育の「大学が独自に設定する科目」に充当できます。

❖ 教職課程(2024年度入学者)

(4) 大学が独自に設定する科目

免許法施行規則に定める 科目区分	単位数		本学における開設授業科目等			
	中学校	高校	免許状の 種類・教科	授業科目(単位数)	最低修得単位数	
					中学校	高校
大学が独自に 設定する科目	4	12	高 校 全教科	道徳教育論(2)	—	2単位 必修
			中学校 高 校 全教科	学校インターンシップ(2) 教職ゼミナールⅡA(2) 教職ゼミナールⅡB(2) 教職ゼミナールⅢA(2)	選択	選択 必修
			中学校社会 高校公民	学校経営と学校図書館(2)※ 学校図書館とメディアの構成(2)※ 学習指導と学校図書館(2)※ 読書と豊かな人間性(2)※	選択	選択 必修
合 計	4	12	合 計		社会 0 保健 体育 0	公民 6 保健 体育 3

注意事項

1. 最低修得単位数を超えた「教育の基礎的理解に関する科目等」「教科及び教科の指導法に関する科目」の余剰単位及び選択科目の修得単位を、「大学が独自に設定する科目」に充当することができます。
2. 中学校については、「教育の基礎的理解に関する科目等」「教科及び教科の指導法に関する科目」で社会・保健体育いずれも4単位以上の余剰が生じるため、免許状取得にあたり上表の「大学が独自に設定する科目」を修得しなくても満たすことができます。
3. 高校については、「教育の基礎的理解に関する科目等」「教科及び教科の指導法に関する科目」で公民6単位、保健体育9単位の余剰が生じるため、免許状取得にあたり必要な「大学が独自に設定する科目」は必修の「道徳教育論(2)」を含め公民6単位、保健体育3単位です。「大学が独自に設定する科目」の単位は、上表の選択必修科目を修得するか、他の科目区分の余剰単位及び選択科目の修得単位を充当することで満たすことができます。
4. ※は司書教諭資格の取得に関する科目です。資格の詳細は現代社会学部の『履修要項』で確認してください。

